

香川県報



第 69 号

平成 18 年

9月1日(金曜日)

目次

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

- 告示
 - 保安林の皆伐面積の限度の公表 (みどり保全課) 一
 - 救急病院又は救急診療所の申出の撤回 (医務国保課) 一
 - 道路の供用開始 (道路課) 二
 - 道路の区域変更及び供用開始 () 二
- 公告
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民参画課) 三
 - 落札者等の公示 (県立病院課) 三
 - 平成十八年度砂利採取業務主任者試験の実施 (経営支援課) 三
 - 土地改良事業の適否決定 (三件) (土地改良課) 三
 - 土地改良事業の認可 () 四
- 監査委員公表 () 四
- 監査結果の公表 (四件) () 四

告示

●香川県告示第五百六十六号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十八年九月一日から平成十九年三月三十一日までの期間における保安林皆伐面積の限度を次のとおり定めたので公表する。

平成十八年九月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成十八年度(平成十八年9月1日～平成十九年3月31日)保安林皆伐限度計画

区分	保安林の皆伐面積の限度 (ha)					合計
	単位区域	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	干害防備保安林	魚つ保安林	
小豆	29.68	14.94			5.92	50.54
大川	157.57	130.59			1.26	288.16
中讃	208.07	44.06	0.40		1.26	253.79
牟多度	335.04	56.59				391.63
三豊	27.68	97.45				125.13
県計	758.04	343.63	0.40		7.18	1,109.25

●香川県告示第五百六十七号

次の医療機関について、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の申出が撤回されたので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成十八年九月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号	失効日	医療機関名	所在地
一七一一五	平成十八年八月十八日	医療法人社団米沢整形外科医院	さぬき市志度一九三九番地三

●香川県告示第五百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年九月一日から同月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年九月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(主要地方道)
- 二 路線名 高松王越坂出線(十六号)

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
坂出市大屋富町字堀切一八五九番二地先から 坂出市大屋富町字中須加二〇八三番一地先まで	八・五 一・四	七六	平成十八年 香川県告示 第百六十七 号で変更し た区域

四 供用開始の期日 平成十八年九月一日

●香川県告示第百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年九月一日から同月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年九月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 岡田普通寺線（四十七号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市綾歌町岡田上一三〇一番一 地先から 丸亀市綾歌町岡田上一二八九番一 地先まで	前 八・〇 一・〇	八・〇 一・〇	七三	国道三十二 号バイパス 立体交差工 事に伴う迂 回路の設置
	後		七三	

四 供用開始の期日 平成十八年九月四日

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年十月十七日まで縦覧に供する。

平成十八年九月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十八年八月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人あんず

白澤 修

さぬき市長尾東一二七一番地

三 定款に記載された目的

この法人は、支援を必要とする障害者や高齢者とその家族に対して、住み慣れた地域で安心して、生活できるようにするための地域生活支援や相談に関する事業を行い、支援を必要とする者とその家族への生活の自己選択の幅を広げられるような地域福祉に寄与することを目的とする。

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定

(平成七年条約第二十三号)の適用を受けるものである。

平成十八年九月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達件名及び数量 C T装置 一式

二 調達方法 購入等

三 契約方式 一般競争入札

四 落札決定日 平成十八年八月十日

五 落札者の氏名及び住所 株式会社大 器械香川営業所 高松市伏石町六七二―一

六 落札金額 一、二二、八五〇、〇〇〇円

(消費税及び地方消費税五、八五〇、〇〇〇円を含む。)

七 入札公告日 平成十八年六月六日

八 落札方式 最低価格

九 担当課 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉

部県立病院課総務・財務グループ 電話番号〇八七―八三二―三三二一〇

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、平成十八年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成十八年九月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 試験日時

平成十八年十一月十日(金曜日) 午前十時から正午まで

二 試験場所

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁本館二階第六会議室

三 受験願書の提出先

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県商工労働部経営支援課総務・地場産業グループ

四 受験願書の受付期間及び受付時間

1 受付期間

平成十八年十月二日(月曜日)から同月十六日(月曜日)まで。ただし、日曜日、

土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休

日を除く。

郵便等による送付の場合は、必ず書留郵便又はこれに相当するものによることとし、平成十八年十月十六日までの消印(これに準ずるものを含む。)のあるものに限り受け付ける。

2 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

五 その他

受験手続その他詳細については、香川県商工労働部経営支援課総務・地場産業グループ(電話番号〇八七―八三二―三三三九)に照会すること。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年八月二十一日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年九月十二日から同年十月二日まで縦覧に供する。

平成十八年九月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市下笠居土地改良区	単独県費補助土地改良事業(ため池改修事業)小	高松市産業部土地改良課
舟岡池土地改良区	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)西長井地区	〃

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年八月二十一日適当と決定した。その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年九月八日から同月二十八日まで縦覧に供する。

平成十八年九月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市下金倉瓢池 土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 晩田地区	丸亀市産業部 土地改良課
丸亀市土器町土地 改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 川古地区	〃

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、東内池地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 東内池地区）を行うことについて平成十八年八月二十三日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十八年九月十二日から同年十月二日まで縦覧に供する。

平成十八年九月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年八月二十一日認可した。

平成十八年九月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業花丸地区
〃	単独県費補助土地改良事業深谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業平野池地区

監査委員公表

●香川県監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成18年9月1日

1	監査対象部局	議会事務局	香川県監査委員	石川	豊
2	監査対象年度	平成17年度	同	辻村	修
3	監査の概要		同	石川	治
	監査対象機関		同	野田	峻
	議会事務局				司
4	監査の結果		監査年月日		
				平成18年7月20日	

財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、その都度、口頭により指導を行った。

予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

●香川県監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成18年9月1日

1	監査対象部局	人事委員会事務局	香川県監査委員	石川	豊
			同	辻村	修
			同	石川	治
			同	野田	峻
					司

<p>2 監査対象年度 平成17年度 監査の概要</p> <p>3 監査対象機関 人事委員会事務局 監査の結果</p> <p>4 監査の結果</p> <p>財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p> <p>なお、軽微な事項については、その都度、口頭により指導を行った。</p> <p>予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。</p> <p>●香川県監査委員公表第17号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したのと同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。</p> <p>平成18年9月1日</p>	<p>同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。</p> <p>平成18年9月1日</p> <p>香川県監査委員</p> <p>石川 豊</p> <p>辻村 修</p> <p>石川 稠</p> <p>野田 峻</p> <p>司</p>
<p>1 監査対象部局 労働委員会事務局 2 監査対象年度 平成17年度 3 監査の概要</p> <p>監査対象機関 労働委員会事務局 監査の結果</p> <p>4 監査の結果</p> <p>財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p> <p>なお、軽微な事項については、その都度、口頭により指導を行った。</p> <p>予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。</p> <p>●香川県監査委員公表第18号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、</p>	<p>1 監査対象部局 監査委員事務局 2 監査対象年度 平成17年度 3 監査の概要</p> <p>監査対象機関 監査委員事務局 監査の結果</p> <p>4 監査の結果</p> <p>財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p> <p>なお、軽微な事項については、その都度、口頭により指導を行った。</p> <p>予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。</p>

平成十八年九月一日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています